

中原証券のサービスのご案内

株式等移管手数料キャッシュバックサービス

1口座1名義人、最高200万円(消費税相当額を含みます)まで他社から中原証券に上場株式等を移管されたお客様にキャッシュバックいたします。

対象商品

- 国内上場株式等(ETF、REIT、国内上場外国株式等を含みます)
- 国内投資信託等(当社取扱い銘柄に限ります)

お申込み方法

- 当社への移管入庫日より3ヶ月以内に移管元発行の移管依頼書等お客様控えおよび移管に係る手数料額が確認できる書類等(領収書等)をご提出ください(写しも可)
- 当社で書類および入庫の確認後、当社のお客様口座に入金いたします

留意事項

- 移管元口座のご名義と当社移管先口座のご名義が同一であること
- 移管依頼日が平成29年(2017年)1月4日以降のものを対象といたします
- 移管元の取引会社が国内の取引会社で、円貨で支払われた手数料が対象となります
- すでにキャッシュバックサービスを受けている方は、200万円(消費税相当額を含みます)に達するまでの金額となります
- 原則として3ヶ月以内の他社への預替えはご遠慮ください
- 当社の都合により、本サービスの提供を予告なく変更、または停止させていただくことがございます
- キャッシュバックにかかる税金について、確定申告が必要な場合があります

国内株式の売買取引を行う際の最大手数料は5,000万円超の約定代金に対して一律235,950円(税込)が必要となります。(ただし、約定代金に応じて手数料は変わります。手数料金額が2,750円(税込)に満たない場合は最小手数料として2,750円(税込)が必要となります。)投資信託の場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます。株式・投資信託等の金融商品は、価格の変動等による損失や元本割れを生じるおそれがあります。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書等をよくお読みいただき、投資に当たってはお客様ご自身でご判断ください。

【当社の概要】

商号等	中原証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号
本店所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目4番1号
連絡先	本店検査部(電話)03-3231-4319 又は、お取引のある営業店にご連絡ください
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (電話)0120-64-5005 (受付時間)9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)
資本金	5億円<令和元年(2019年)9月30日現在>
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和11年(1936年)1月15日

皆様のお越しを
心より
お待ちしております

 中原証券

